

水辺プラザの整備

～ 地元が主役の水辺拠点づくり ～

1 水辺プラザの整備により、水辺に“にぎわい”を創り出せます。

(目的) 市町村にある水辺の魅力を最大限に引き出す整備により、そこを訪れたいくなるような、地域交流の拠点となる「にぎわいのある水辺」を創出。

(内容) 市町村の行う河川、溪流沿いの交流拠点整備と一体・連携して、基盤として必要な河川整備等を国交省が実施。

[水辺プラザ＝市町村の交流拠点整備＋国交省の河川整備]

例えば、市町村：河川利用の利便施設、河川沿いの公園、遊歩道、駐車場
国交省：堤防の緩傾斜化、親水河岸、河川内の整備等

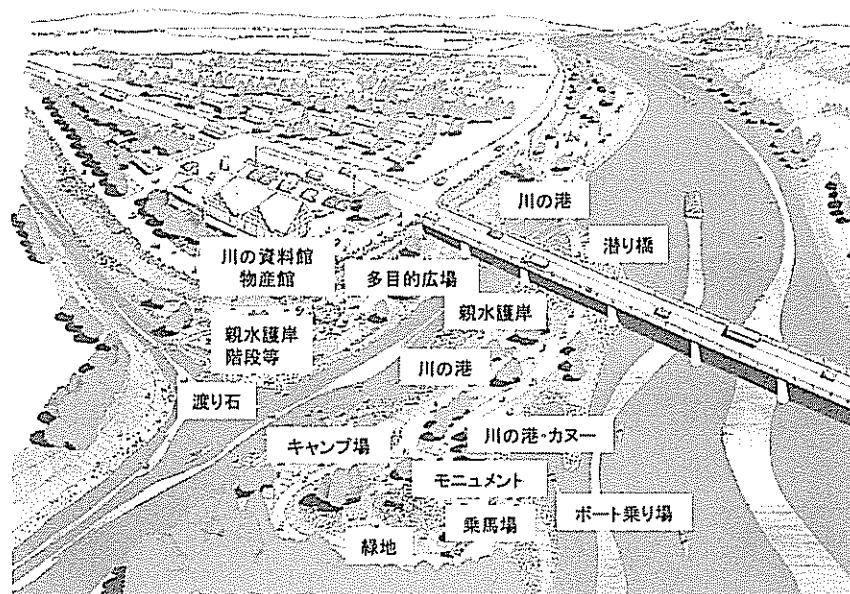
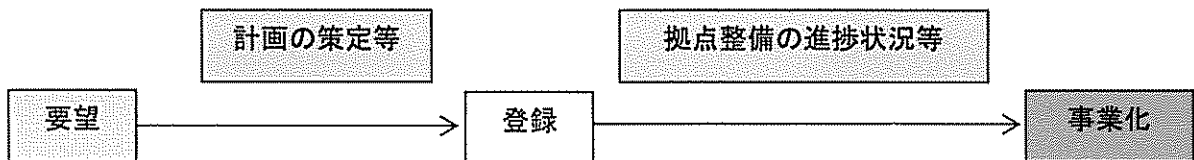
2 水辺プラザの整備を行うには、整備計画を登録する必要があります。

- ① 市町村は、地域交流の拠点にふさわしい水辺を選定し、地域の特色を生かした整備構想を作成。
- ② 該当河川等を管理する県、地方整備局に対する整備構想の説明、協議
- ③ 協議が整えば、河川管理者等と共同で整備計画を策定
→施設計画、水辺の利用推進方策等を定める。
- ④ 国交省（河川局長）に対して、整備計画の登録を申請。

3 登録後は、河川管理者等が必要な河川整備を実施します。

・市町村の実施する拠点整備の進捗に応じ、必要な河川整備を優先実施。

事業の流れ



水辺プラザ整備イメージ

水辺^{がっこう}の楽校プロジェクト

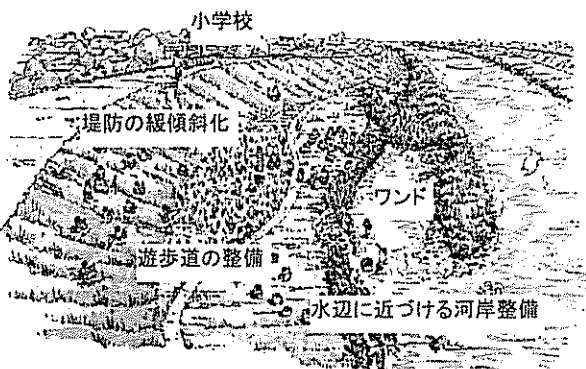
～地域一体となった子どもたちの自然体験の場づくり～

河川を活用した環境学習・自然体験活動について

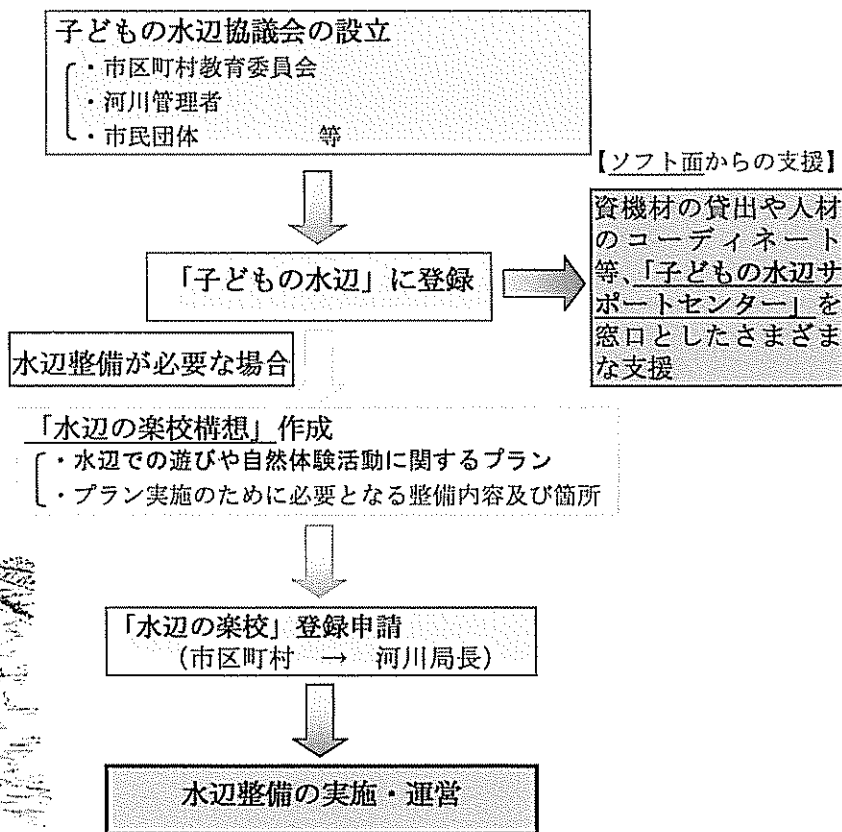
- ・人間と環境の関わりについての理解を深め、豊かな人間性を育てていくために、環境学習や自然体験活動を積み重ねることは重要です。
- ・地域に身近に存在し、自然が残されている川は、貴重な環境学習や自然体験活動の場となっています。
- ・今年度から、小中学校において「総合的な学習の時間」が本格的に実施されるとともに、完全学校週5日制が開始されるなど、自然体験活動等の場として、川への注目が集まっています。

『「子どもの水辺」再発見プロジェクト』と『水辺の楽校プロジェクト』

- ・市民団体や河川管理者、教育関係者などが一体となって、地域の身近な水辺（「子どもの水辺」）における環境学習や自然体験活動を推進するため、国土交通省、文部科学省、環境省の3省が連携して、『「子どもの水辺」再発見プロジェクト』に取り組んでいます。
- ・『子どもの水辺サポートセンター』において、「子どもの水辺」の登録受付を行うとともに、登録された水辺におけるソフト面（ライフジャケットなどの資機材の貸出、活動をコーディネートできる人材の紹介等）からの支援を行います。
- ・『水辺の楽校プロジェクト』は、安全に水辺に近づけるための水辺整備など、「子どもの水辺」において活動を推進するにあたって必要なハード面からの支援を行うものです。



「水辺の楽校」のイメージ図



水辺の楽校のフロー

水と緑のネットワーク

～豊かな水と緑をあなたの街に～

水と緑のネットワーク整備事業は、都市化の進展などにより、水量の減少、水質の悪化、湧水の枯渇、良好な緑の減少、生物の生育・生息環境の喪失など、都市環境の悪化してきた地域において、「水」と「緑」豊かな「ネットワーク」を形成する制度です。

○「豊か」で「清らか」な水辺環境の創出

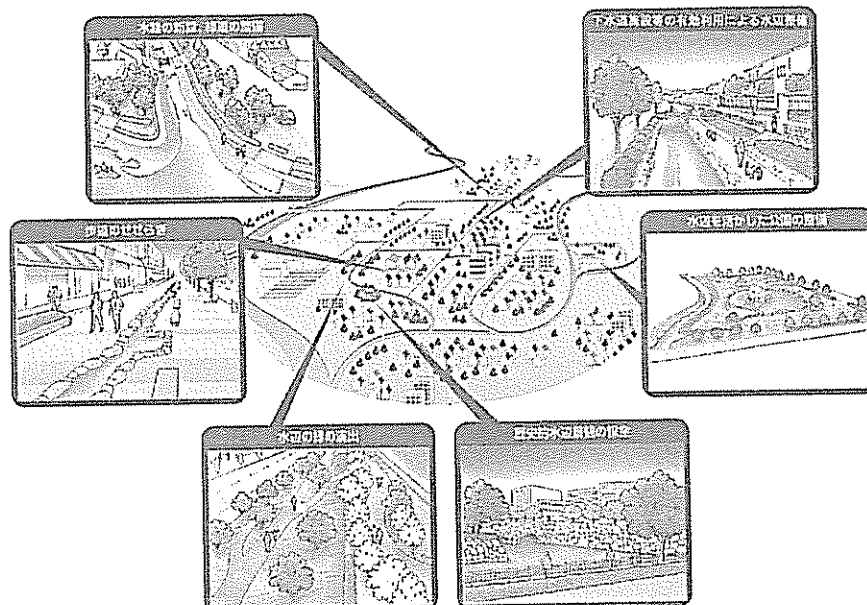
都市内にある河川等に、河川水や下水処理水を導水して、「豊か」で「清らか」な水辺環境を創出します。また、河川等を連結する水路を造り、新たな水辺環境を創出します。

○身近で緑あふれる都市環境の創出

河川沿いにおける緑地帯の整備や都市内の公園・緑地を計画的に整備することにより、身近な緑あふれる都市環境を創出します。

○緊急時の消防用水・生活用水としての活用

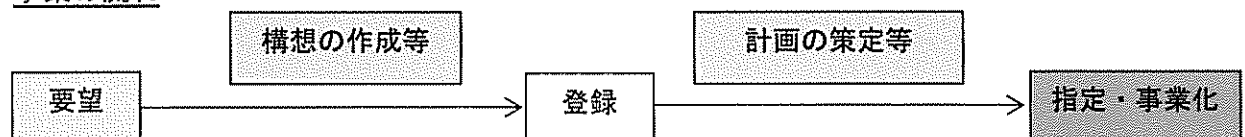
都市内の河川等を流れる水は、災害発生時などに消防用水や生活用水として使用することができます。



本制度は、下記の要領により実施されます。

- ①独創的かつ地域の個性あふれる水と緑のネットワークの整備構想を受け付けます。
都市計画区域が設定している市町村単位で、原則として国土交通省所管事業に基づいた独創的かつ個性的な水と緑のネットワーク整備に関する構想を受け付けします。受付された構想の中から、優れた構想を登録します。なお、複数の市町村が共同して要望していただいても結構です。
- ②水と緑のネットワークの実現に向けて、具体的な整備計画を作成します。
水と緑のネットワークの整備構想の実現に向けて、具体的な整備計画を作成してください。河川管理者は、計画作成に対して支援を行います。
- ③整備計画が確定し、整備・管理の実施方法について調整が終了した順に整備を実施します。

事業の流れ



ふるさとの川整備事業

～美しい川のあるまちは、人と自然にふれあうまち～

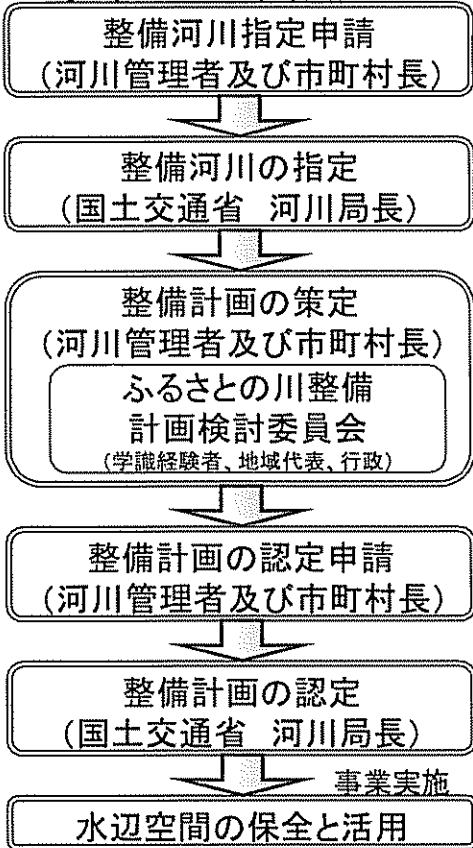
■目的

河川本来の自然環境の保全・創出や周辺環境との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図ることを目的としています

■内容

- 地域住民と市町村の創意あふれる意見を広く活かした整備計画を策定します。
- 整備計画の実現のため重点的かつ積極的な推進に努めます。
- 市町村とか選管理者が協力して周辺の自然的、社会的、歴史的環境に適合した良好な水辺空間の整備を実施します。
- 良好な水辺空間の形成を治水対策の一環として河川改修事業等の中で実施します。

■事業フロー図

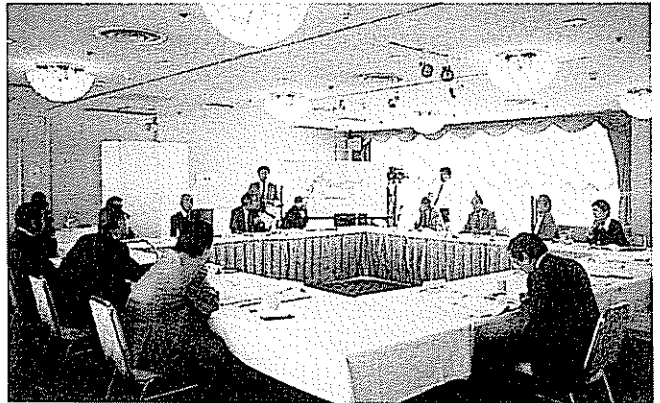


■指定条件

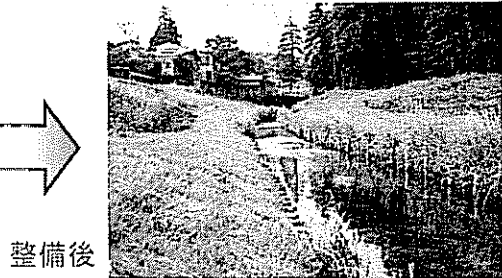
- 市町村が水辺空間整備と一体となったまちづくりについて熱意と創意を持っている河川
- 周囲の自然的・社会的・歴史的環境の中でまちづくりと一体的に良好な水辺空間の整備・保全・活用が求められている河川
- 河川改修事業や周辺の地域整備事業等の進捗状況から早急に水辺空間の整備計画を策定する必要がある河川

■ふるさとの川整備計画検討委員会

川づくりとまちづくりをみんなが一緒になって考えます。



■事業実施状況(和泉川神奈川県)



桜づつみモデル事業

～川のほとりに花を咲かせます～

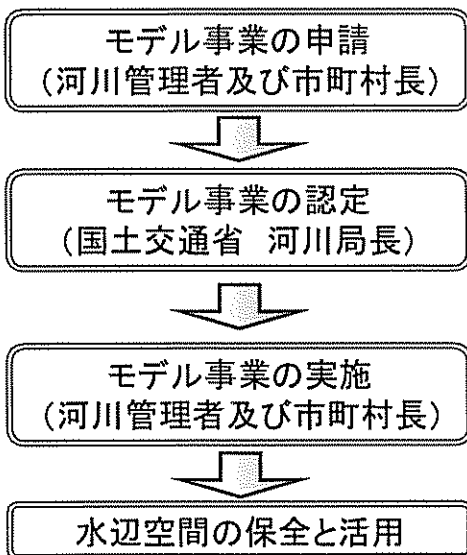
■目的

河川の緑化を推進する必要がある区間について、堤防の強化を図るとともに桜などを植樹して積極的に良好な水辺空間の形成を図ることを目的としています。

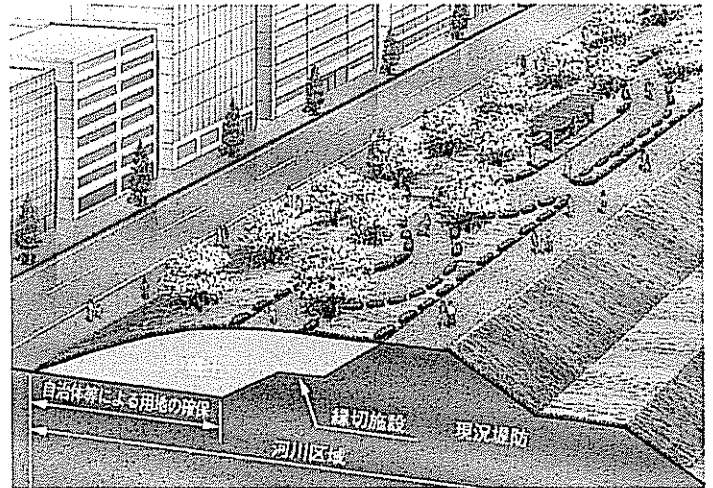
■対象河川

- 河川及びその周辺の自然的・社会的・歴史的環境との関連から、良好な水辺空間の形成が求められている河川。
- 市町村及び地域住民の良好な水辺空間の整備及び保全についての熱意が高い河川。
- 桜づつみに必要な用地が既に確保されているか、市町村等により確保されることが確実な河川。
- 事業実施予定区域が、河川改修事業等の区間に含まれていること(一級河川の指定区間、二級河川及び準用河川の場合)

■事業フロー図



■整備イメージ



■事業実施状況

姫川 新潟県



紀の川 和歌山県



河川防災ステーション

～地域で守るふれあいのスペース～

「河川防災ステーション」は、水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものです。洪水時には市町村が行う水防活動を支援し、災害が発生した場合には緊急復旧などを迅速に行う基地となるとともに、平常時には地域の人々のレクリエーションの場として、また河川を中心とした文化活動の拠点として大いに活用される施設です。国土交通省では、今後も地方自治体と連携を図り計画的かつ積極的に整備していきます。

《 「河川防災ステーション」の設置位置 》

設置位置は、次のようなことを考慮して決めます。

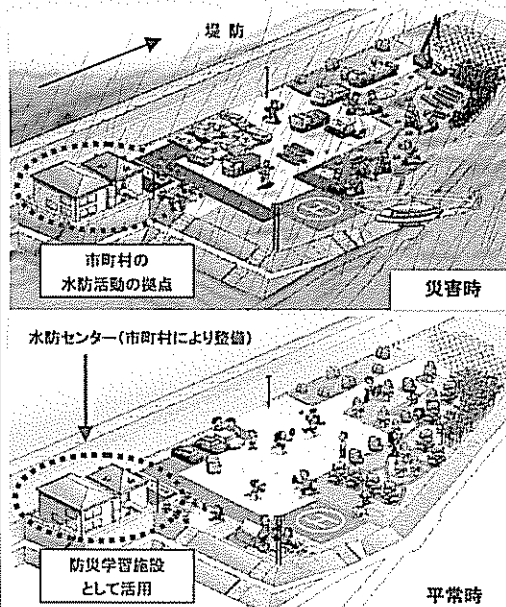
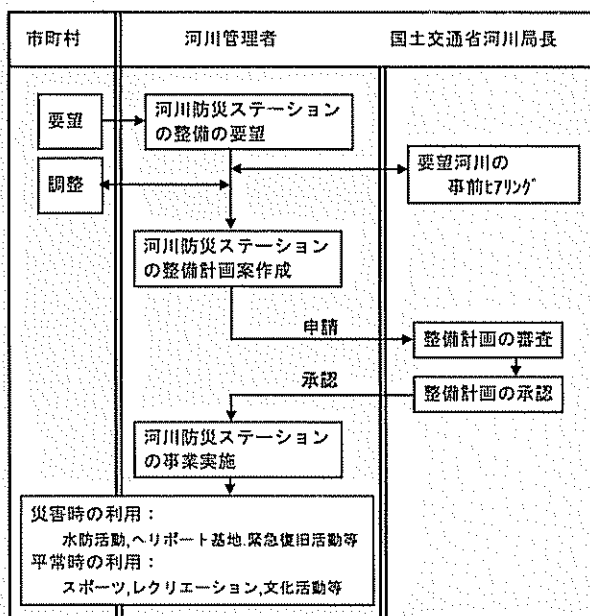
- ① 水防倉庫などの関連施設と河川防災ステーションとの役割分担
- ② 重要水防箇所の状況
- ③ 過去に大きな被害を受け、水防活動や緊急復旧の実績のある区間及びその状況
- ④ 想定される水防活動及び緊急復旧活動に関わる輸送路の状況
- ⑤ 集落や市街地に近く、通常時にも一般の利用が活発に行われ、河川を軸とした文化活動の拠点として活用されるとともに、河川事業の展示活動、研修などが展開できる地域

《 新規に整備を要望する市町村は、最寄りの河川事務所等に相談を 》

「河川防災ステーション」を整備する際は、洪水時の水防活動及び緊急復旧活動の拠点として整備されるものであり、設置位置、規模、事業効果、その他必要事項を記入した整備計画を作成し、河川局長の承認を受ける必要があります。

整備計画の申請は河川管理者が行いますが、水防管理者と一体として整備する施設ですので、市町村と調整が図られた計画が設置要望の必須条件となります。よって、新規要望を検討されている市町村につきましては、河川管理者（直轄河川については国土交通省河川事務所等、補助河川については都道府県土木事務所等）と調整した上での要望をお願いいたします。

防災ステーション実施手順



【災害時の活用】

- ① 緊急復旧用資材備蓄基地
- ② 災害対策車輛基地
- ③ 車輛交換場所
- ④ ヘリポート
- ⑤ 洪水時の現地対策本部
- ⑥ 水防団の待機場所
- ⑦ 水防倉庫
- ⑧ 一般住民の避難場所

【平常時の活用】

- ① コミュニティスペースとして地域に提供
- ② 水防活動の訓練等に利用
- ③ 防災学習施設や川の情報発信拠点として水防センターを活用

地域に開かれたダム

～ ダムを核とした地域活性化 ～

●事業の概要

近年、自然環境、レクリエーション等に対する国民の要望が高まる中で、ダム、ダム湖及びその周辺地域は、水と緑のオープンスペースとして、その利活用の推進、自然環境の保全等を図ることにより、地域の活性化に重要な役割を果たすことが期待されています。

「地域に開かれたダム」事業では、地域の声を聞き、地域の創意工夫を活かし、ダムの地域への開放を一層進め、ダムが地域にとってより密着した施設になるように関係機関が支援して整備を行い、ダムを核とした地域活性化を図る制度です。

●事業の進め方

①ダム所在市町村による指定申請を受けて、国土交通省でのヒアリング実施後、一定の要件を満たすダムについて「地域に開かれたダム」として指定します。

②指定を受けたダム所在市町村は、学識経験者、地方有識者、地域住民・団体等からなる地域整備協議会等を設置、その助言を受けながら整備計画を策定します。

③整備計画の国土交通省によるヒアリング実施後、「地域に開かれたダム」整備計画を認定し、概ね5ヵ年で整備計画を実現するため、ダム管理者、市町村等が重点的な整備を実施します。

事業の流れ

